

岩手県告示第220号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成29年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立遠野病院	遠野市松崎町白岩14地割74番地	平成32年3月17日
岩手県立釜石病院	釜石市甲子町第10地割483番地6	”
岩手県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢32番地1	平成32年3月21日